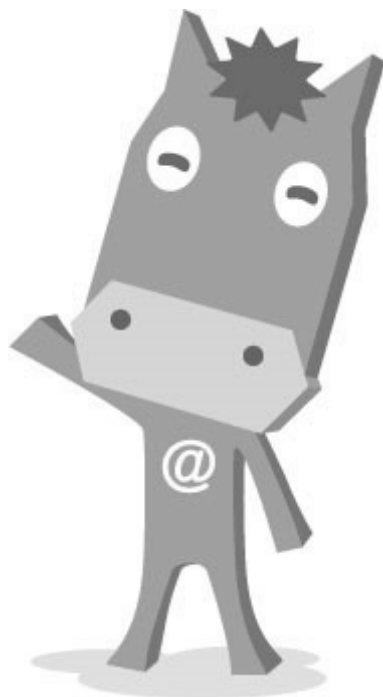


馬主登録ガイドブック



GO馬君

(NARホームページナビゲーター)



地方競馬全国協会

目 次

地方競馬の馬主について	2
馬主登録の概要	3
馬主登録Q&A	5
〔個人・法人・組合馬主登録 共通〕	
Q1 馬主には種類があるの？	6
Q2 馬主になるための所得基準は？	7
Q3 年間所得が500万円に足りない場合は？	7
Q4 経済的な面以外の資格条件は？	7
Q5 友人と競走馬を共同購入するには？	8
Q6 競走馬の購入方法や、馬主活動の費用は？	8
Q7 馬主としての収入は？	8
Q8 馬主登録のための費用は？	9
Q9 登録申請書類の提出先は？	9
Q10 馬主登録申請の提出書類とは？	9
Q11 「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」の違いは？ 証明書の手先は？	9
Q12 住民票と戸籍の種類は？	10
Q13 競走馬を所有しなくても馬主になれる？	10
〔法人馬主登録〕	
Q14 法人馬主の登録申請で気をつけることは？	10
〔組合馬主登録〕	
Q15 組合とは？組合馬主とは？	11
Q16 組合や組合員の経済的要件は？	11
Q17 組合のメンバーとは？	12
Q18 組合馬主の登録申請の流れは？	12
Q19 組合の名称の制限は？	13
Q20 組合員の変更は可能？	13
Q21 他の馬主との競走馬の共有は？	13
Q22 すべての馬に出資が必要？	13
馬主登録申請の手引き	15
個人・法人・組合馬主の登録申請について	16
必要書類記載例	17
組合契約（例）	25
 馬主登録申請に必要な書類	30
地方競馬馬主会、調教師会連絡先一覧	32
地方競馬全国協会駐在員連絡先一覧	32

〔地方競馬の馬主について〕

地方競馬は、競馬法という法律によって地方公共団体が行う競馬をいいます。

日本国内には日本中央競馬会が行う中央競馬がありますが、地方競馬はそれと異なるもので、競走馬やそれを所有する馬主の登録についても、まったく別のものとなります。

さて、自分が所有する馬を地方競馬に出走させようとするときには、地方競馬全国協会の馬主登録を受けなければなりません。このことは競馬法に、「地方競馬全国協会の登録を受けた者でなければ地方競馬の競走に馬を出走させることができない」と定められています。

つまり、馬主として地方競馬に参加するためには、地方競馬全国協会の馬主登録を受け、次に所有した競走馬を登録（**馬登録**という）することにより、初めて参加する準備が整うことになります。

馬主の種類には、個人で馬主活動を行う**個人馬主**、会社の事業として馬主活動を行う**法人馬主**、個人同士が組合を結成して馬主活動を行う**組合馬主**の3つの形態があります。いずれの馬主にも、調教師に継続して競走馬を預けることができる安定した経済力が求められます。

また、競馬は「紳士のスポーツ」とであると言われる反面、日本国内では刑法で禁止される賭け事にあたることから、競馬法により厳しいルールが定められています。したがって、馬主には、経済力のほかに人物面の審査なども必要となるのです。

馬主登録までの流れについては、申請書類の提出を受けてから審査が開始され、審査が終了したのについて、諮問機関である馬主登録審査委員会に適否についての意見を聞き、最終的に当協会が登録を行います。

この審査委員会は年間5回開催され（開催日程は非公開）、登録までの標準処理期間は概ね5か月間となっています。

以上の点について十分ご理解いただき、馬主になるための要件、登録のために必要な手続きの方法、そして、手続きの具体的な流れなどについて、このガイドブックを参考にしながら、馬主登録申請を行ってください。

なお、馬主登録審査の関係上、ご提出いただく資料については細かく多岐にわたりますので、あらかじめ十分なご理解をいただきますようお願い申し上げます。また、ご提出いただく書類が不十分である場合、審査に時間が掛かり、処理期間が長くなってしまいますので、こちらも併せてご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。

〔馬主登録の概要〕

1. 馬主登録の経済的要件

(1) 個人

年間の所得金額が原則 500 万円以上であること。(収入ではなく所得となります)

ただし、300 万円以上 500 万円未満の場合でも、金融資産（預貯金、株等）の残高等の状況により登録できる場合があります。

また、60 歳以上の年金受給者（または年金受給資格者）の方は、所得の金額にかかわらず、金融資産（預貯金、株等）の残高等の状況により登録できる場合があります。

(2) 法人

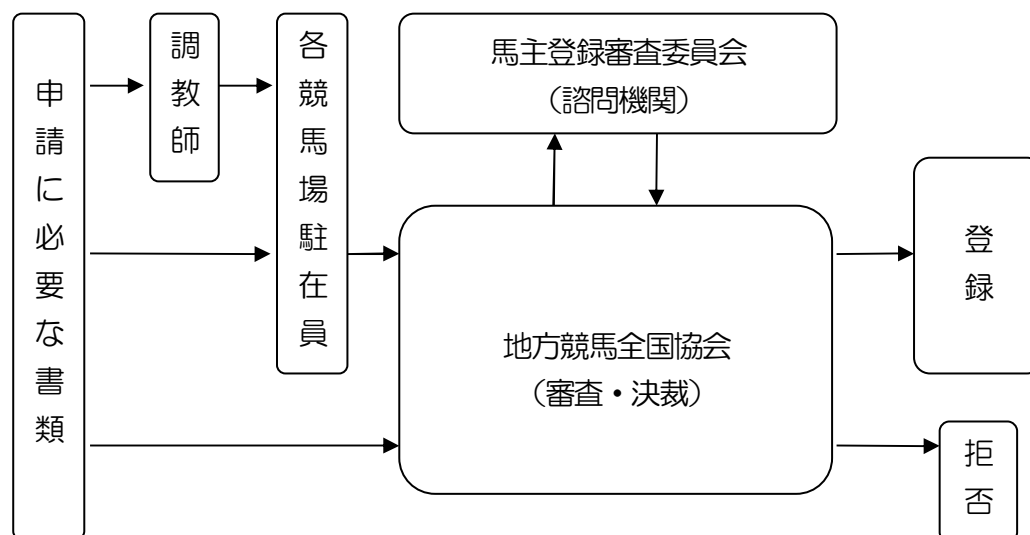
- ① 資本金（払込済額）が 300 万円以上であること。
- ② 直近 2 か年の決算が連続して赤字となっていないこと。
- ③ 直近の決算において債務超過となっていないこと。
- ④ 法人の代表者の年間の所得金額が、(1) 個人の経済的要件を満たしていること。

(3) 組合

- ① 組合名義で 300 万円以上の定期預金があること。
- ② 組合員各々の年間所得金額が 300 万円以上であること。(収入ではなく所得となります)

注：一時的に得た所得（不動産や株式の売却益など）は算入しませんのでご注意ください。

2. 馬主登録までの流れ



※申請してから登録されるまでの標準の処理期間は、概ね 5 か月となっています。

※馬主登録後に登録料として 1 万円が必要です。

3. 馬主登録の欠格事由

次のような場合は、馬主登録を受けることができません

競馬法施行規則及び当協会の規定により、馬主登録申請者が次のいずれかに該当するとき、または、登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、馬主登録を受けることができません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (4) 競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (5) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (6) 協会の運営委員会の委員
- (7) 協会の役職員及び地方競馬に関係する地方公共団体の職員
- (8) 地方競馬に関係する調教師等の既舎関係者
- (9) 「(2)又は(3)に該当したこと」、「不正の手段により馬主登録を受けたこと」、「馬主登録証等の偽造等を行ったこと」、「自己の所有しない馬につき自己の名義で馬の登録をし、又は出走させたこと」若しくは「自己の所有している馬につき他人の名義で馬の登録をし、又は出走させたこと」により馬主登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- (10) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると認められる者
(注)原則として、年間の所得金額が500万円(法人にあっては、法人の代表者についても同様とし、組合にあっては、組合員各々について300万円)に満たない者。また、法人にあっては、過去2か年の決算が赤字となっている者又は直近決算の貸借対照表において債務超過となっている者についても本号に該当する者として取り扱います。
- (11) 住民基本台帳に記載されていない者
- (12) (1)～(11)のほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (13) ブックメーカーやインターネット賭事業者など、国内で開催されている競馬を賭けの対象とする可能性のある事業を運営又は従事する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者
- (14) 限定した会員に有料で競馬予想情報を提供する事業(いわゆる「会員制競馬予想業」)を運営又は従事する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者
- (15) 法人でその役員(いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうち、(1)～(9)、(11)～(14)のいずれかに該当する者のあるもの
- (16) 組合で組合契約(協会指定の内容を含む契約)を締結していないもの
- (17) 組合でその組合員のうちに法人又は(1)～(9)、(11)～(14)のいずれかに該当する者のあるもの

馬主登録 Q & A



Q1 馬主には種類があるの？

A 馬主登録の形態には、個人、法人、組合の3種類があります。

もっとも一般的なのが「個人」で地方競馬馬主の9割以上を占めています。

「法人」とは法人＝会社として馬主登録を受ける形態のことで、会社として競馬事業のみを目的としているか、または一般の業務に加えて競馬事業を行っているかは問いません。

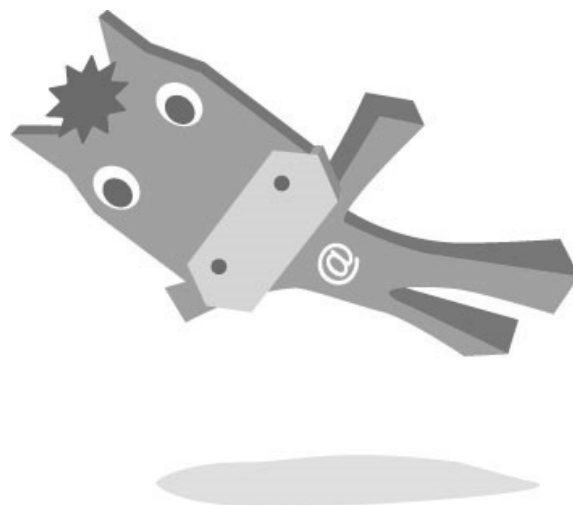
「組合」とは、複数の個人がそれぞれ出資して共同の競馬事業を営むことを約束する契約を結び、それにより成立する組合を馬主として登録するものをいいます。

組合員数は3～10人、地方競馬への出走に必要な組合財産及び業務運営のための経費として300万円の定期預金が必要などの制約はありますが、法人と違って登記等の手続きが不要なため比較的作りやすく、個人馬主に比べて登録審査の所得基準が低いなどの利点があります。

なお、「個人」と「法人」の場合には、1頭の競走馬を共同所有（「共有」といいます）することが可能で、比較的低いコストで競走馬を所有するための有効な方法であるといえます。（「共有」についてはQ5参照。）

（ご注意）

「個人」馬主が、自ら経営（あるいは出資、親族が経営等も含む）している法人で所有する競走馬を個人の所有馬として登録し出走させた場合や、個人所有の競走馬の収支を法人で経理処理している場合、また、逆に「法人」馬主が、経営者個人や他の関連法人で所有している競走馬を「法人」馬主の所有馬として登録し出走させた場合は、競馬法で禁じられる「名義貸し」に該当しますので、競走馬を所有する形態を事前によく検討して申請してください。



Q2 馬主になるための所得基準は？

A 下表のとおりです。

なお、一時的に得た所得（不動産や株式の売却益など）は合算できません。

馬主の種類	経済的な要件	備考
個人	年間所得が 500 万円以上であること ※1、※2	特になし
法人	①当該法人の資本金(払込済額)が300万円以上であること ②法人代表者（当該法人の代表者で、かつ、法人馬主登録申請時に代表者として申請した者。以下同じ。）の年間所得が500万円以上であること ※1、※2	①定款の目的に競馬事業（競走馬の所有及び競走への出走等）が明記されていること ②直近 2 ヶ年の決算が連続して赤字となっていないこと ③直近の決算において債務超過となっていないこと
組合	①組合名義で 300 万円以上の定期預金があること ②組合員各々の年間所得が 300 万円以上であること ※2	ここでいう組合とは ①民法で規定された「組合契約」を組合員間で交わしていること ②組合員数が3人以上10人以下であること

※1 年間所得が300万円以上500万円未満の場合でも、金融資産（預貯金、株等）の残高等の状況により登録できる場合があります。

※2 60歳以上の年金受給者（または年金受給資格者）の方は、所得の金額にかかわらず、金融資産（預貯金、株等）の残高等の状況により登録できる場合があります。

（参考）所得と収入との違いについて

所得とは収入と異なり、収入金額からその収入を得るためにかかった必要経費や所定の控除額を差し引いた後の金額をいいます。サラリーマンの場合では、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄に記載されている金額が所得であり、その所得が500万円以上となるには年収で約700万円が必要となります。

Q3 年間所得が500万円に足りない場合は？

A 300万円以上500万円未満の場合でも、金融資産（預貯金、株等）の残高等の状況により登録できる場合があります。また、60歳以上の年金受給者（または年金受給資格者）の場合は、所得の金額にかかわらず、金融資産（預貯金、株等）の残高等の状況により登録できる場合があります。

Q4 経済的な面以外の資格条件は？

A 法令や当協会の規定により、馬主の登録ができない方についての要件が定められています。詳しくは、4頁を参照してください。

Q5 友人と競走馬を共同購入するには？

A ご友人などと競走馬を所有するために「共有制度」があります。

共有制度は、個人または法人馬主が、複数名で 1 頭の競走馬を共同所有する方法で、共有されるすべての者が個人または法人の馬主でなければなりません。

したがって、各自が個々の馬主ではない方たちにより構成する「組合馬主」には共有は認められません。

共有制度では、2 人以上 20 人以下（法人を含む）の自由な範囲で馬を共有することが可能となっており、個々の馬主持分については最低 5%以上、その上は 1%刻み（コンマ以下の持分は不可）で最高 95%まで所有することができます。

競馬の出走に関する手続き（出走申込）等は全て共有代表馬主の氏名で行うことになっているため、共有に参加されるすべての馬主の中から、共有代表馬主を決めていただきます。また、出馬表の馬主欄には共有代表馬主の氏名のみが記載され、主催者からの賞金等も共有代表馬主へ支払われますので、後日、共有馬主間で精算を行うことになります。

Q6 競走馬の購入方法や、馬主活動の費用は？

A 競走馬の購入方法としては、

- ① 牧場から直接購入する
- ② せり市場やインターネットオークションに参加する
- ③ 既に競走馬登録をしている馬を、その所有馬主から購入する
- ④ 家畜商の資格をもった仲介者に仲介してもらう

などの方法が考えられます。

馬主活動の費用については、はじめに競走馬の購入費用がありますが、競走馬の価格は、血統や年齢、性別等様々な要素によって異なります。

また、購入後の費用については、競馬場の厩舎に入るまでの間の育成牧場等へ支払う預託費用や、競馬場に入厩してから調教師へ支払う預託費用が考えられます。

前者については牧場等に直接尋ねてみてください。後者については競馬場や調教師により様々ですが、概ね月額 10～40 万円というところです。

詳しくは各馬主会、調教師会（連絡先は 32 頁に記載しています）にお尋ねください。

なお、せり市場については公益社団法人日本軽種馬協会（JBBA）のホームページ <http://www.jbba.jp/> に情報が掲載されていますので、参考にしてください。

Q7 馬主としての収入は？

A 馬主が得られる収入としては、賞金、出走手当、着外手当等があり、その他、競馬場によっては休場手当や輸送費補助が得られる場合があります。

なお、賞金については、そのうちの20%相当額が厩舎関係者に対する進上金として差し引かれ、調教師、騎手、厩務員へ支払われます。

Q8 馬主登録のための費用は？

A 登録前には、申請に必要な書類として住民票、戸籍謄本等の公的証明書を取るための手数料があります。また、馬主登録後、当協会へ登録料として1万円をお支払いいただきます。

Q9 登録申請書類の提出先は？

A 預託予定の調教師を通じて、当協会の各競馬場駐在員あてに申請書類を提出されるか、または、当協会登録課まで直接郵送してください。調教師に面識がないなどの理由で預託予定先が決まっていない場合は、調教師会等をご紹介しますので、登録課までご相談ください。

なお、馬主が調教師へ馬を預託する行為は、馬主と調教師との間の契約となるため、あくまでも自らの意思と責任により預託予定調教師を決めていただくことになります。

(参考) 各競馬場のホームページに調教師の紹介があります。また、自らのホームページを開設している調教師もいますので、預託予定調教師を決める際の参考にさせていただきます。

Q10 馬主登録申請の提出書類とは？

A 30頁をご覧ください。なお、ご提出いただきました書類は返却いたしません。

Q11 「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」との違いは？ 証明書の入手先は？

A 2つの証明書は、

- ① 「登記されていないことの証明書」⇒法務局の後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明
- ② 「身分証明書」⇒破産宣告の通知を受けていないことの証明

とそれぞれの証明事項が異なります。

「登記されていないことの証明書」は法務局から、「身分証明書」は本籍地の市区町村役場から交付を受けてください。

(参考)

「登記されていないことの証明書」は、法務局の窓口または郵送で交付を受けることができます。具体的な手続きは次のとおりとなっています。

(1) 証明書の交付申請手続き

○窓口申請の場合

申請書に所要事項を記入し、収入印紙（300 円）を貼り付け、東京法務局の後見登録課、各法務局または地方法務局戸籍課のいずれかの窓口で直接申請書を提出してください。

○郵送申請の場合

申請書に所要事項を記入し、収入印紙（300 円）を貼り付け、申請書と返信用封筒（宛名を明記・返信用切手を貼付したもの）を同封して下記宛先に郵送してください。

（宛先）

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

TEL 03-5213-1360（ダイヤルイン）

（郵送による申請は東京法務局の後見登録課のみで受け付けています）

(2) 記入上の注意事項等

○申請書の証明事項欄には、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。（後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方）」にチェックを入れてください。

○申請書には 1 通につき 300 円の収入印紙を貼付してください。

○申請書は黒ボールペンか万年筆で記入してください。

○申請書（用紙）は各駐在員事務所に備えてありますが、法務局のホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/>から取り出すこともできます。そこでは、申請手続きの詳細を確認できます。

Q12 住民票と戸籍の種類は？

A 住民票については「世帯用」を、戸籍についても「謄本」又は「全部事項証明」を提出してください。

Q13 競走馬を所有しなくても馬主になれる？

A 馬主登録は、競走馬を競馬に出走させるためのものであり、具体的な競走馬の所有を前提として審査が進められます。

また、馬主登録を受けながら、引き続き 1 年以上の間、馬登録を受けた競走馬を所有されないときは、規定により、馬主登録が取り消されることがあります。

Q14 法人馬主の登録申請で気をつけることは？

A 法人の事業目的の一つとして、定款、登記簿謄本に「競走馬の所有及び競走への出走」と

明記されていることが必要となります。

法人申請の場合は、法人の資本金・事業目的等の審査のほか、全役員について個人馬主と同様の審査が行われます。

また、会長、相談役、顧問などいかなる名称や肩書にかかわらず、法人の経営に対して役員と同等以上の職権または支配力を有する者がある場合には、その者は役員と同等に取り扱われます。

なお、登録後も、代表者に変更があったときや新たに役員が加入したときには、その都度、必要な書類を提出していただき、審査が行われることとなり、この届出を怠ると馬主登録が取り消される場合があります。

Q15 組合とは？組合馬主とは？

A 組合馬主とは、お友達やご家族など気の合った仲間同士が3～10人のグループにより競走馬を所有・出走させることができる方法です。

組合は、民法の規定により、グループの構成員がそれぞれ出資をして共同の事業を営むことを約束する契約を結ぶことで成立します。そのため、法人は法令により登記することが必要ですが、組合は登記の手続きが不要なため作りやすいという利点があります。

ただし、馬を所有して出走させたいと思う方が集まって組合を結成しても、そのままでは単なる組合であり、組合所有の競走馬をレースに出走させることはできません。結成した組合が当協会の馬主登録を受けることにより、初めて組合馬主として競走馬をレースに出走させることができるようになります。

なお、「組合」を馬主として登録することになるため、組合を構成する組合員一人ひとりとは「個人馬主」ではありません。

(参考) 民法第667条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

民法第668条 各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。

Q16 組合や組合員の経済的要件は？

A (1) 所得について

各組合員の年間所得金額が300万円以上あることが必要です。

なお、一時的に得た所得（不動産や株式の売却益など）は算入しませんのでご注意ください。

また、60歳以上の年金受給者（または年金受給資格者）の場合は、所得の金額にかかわらず、金融資産（預貯金、株等）の残高等の状況により組合員となれる場合があります。

(2) 組合財産について

当初の組合財産として、組合名義（代表者名を併記したもの）で 300 万円以上の定期預金があることが必要です。なお、登録後は、馬を購入するための経費及び組合の業務運営のための経費として使用することができます。

(3) 出資及び出資比率について

出資その他の経費負担として、それぞれ組合財産に対して 10%以上 49%以下（1%刻み、コンマ以下の持分は不可）の出資比率の提供が義務付けられ、組合員はこの出資比率に応じて、組合の経費を負担することになります。

Q17 組合のメンバーとは？

A 前記（Q 15、Q 16）の資格要件を満たしていれば、ご家族やご親戚、気のあった仲間同士（3～10 人以内）でご自由にメンバーを構成してください。

Q18 組合馬主の登録申請の流れは？

A

(1) まず、組合をつくります。組合については民法で規定されており、組合員の間で「組合契約」を結ぶ必要があります。馬主活動を行う組合の組合契約には、以下の項目が定められていることが条件となります。

- ① 組合の名称及び事務所の所在地
- ② 組合の目的（「総組合員の共有する競走馬の管理と地方競馬への出走」であること）
- ③ 組合員数（3 名以上 10 名以下であること）、組合員の資格並びに組合員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 組合員の氏名及び住所
- ⑤ 組合の代表者に関する事項（組合員の中の 1 名に限定されていること）
- ⑥ 組合の意思決定の機関及びその決定の方法に関する事項
- ⑦ 組合財産の出資及び業務運営に要する経費の徴収に関する事項
- ⑧ 財産の管理及び処分並びに会計処理に関する事項
- ⑨ 損益の分配に関する事項
- ⑩ 組合の解散に関する事項

なお、実際の組合契約を作成する際の参考として、25 頁～29 頁に「組合契約（例）」を掲載してあります。

各組合の実情に応じた部分（下線のある空白部分）を書き換えれば、正式な「組合契約」となりますので、参考にしてください。

- (2) 組合契約を交わして「組合」が成立したら、組合馬主登録申請に必要な書類を揃え、当協会に申請してください。
- (3) 当協会で所要の審査を行い、諮問機関である馬主登録審査委員会に適否についての意見を聞き、適格な組合に対して組合馬主登録がなされます。

Q19 組合の名称の制限は？

- A 芸能人、有名馬や競走名と同名称、差別的な表現を含んでいる場合等につきましてはお断りすることがあります。なお、登録される組合馬主名には、先頭に「組」が付加されます。

Q20 組合員の変更は可能？

- A 3～10名の範囲であれば可能ですが、その都度審査が必要となります。場合によっては認められないこともありますので、必ず事前に当協会登録課へご相談ください。

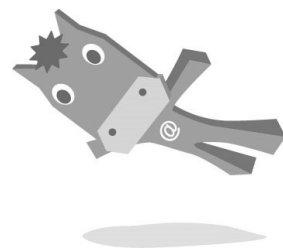
Q21 他の馬主との競走馬の共有は？

- A 組合馬主は、特定の複数の個人が集まって馬を所有するという形態であり、組合馬主自体が共有という性格を持つため、個人や法人と馬を共有することはできません。

Q22 すべての馬に出資が必要？

- A 組合の所有する馬は組合財産であり、全組合員の共有となります。
- つまり、組合が馬を購入する場合は、全組合員に対して組合契約による出資比率に応じた出資が義務付けられることとなり、特定の馬だけは出資しないということは認められません。
- また、組合の出資比率を変更したい場合は、既存の所有馬の出資比率も全て変更することとした上で協会に届け出る必要があります。

馬主登録申請の手引き



馬主登録申請中に注意していただきたい事項

馬主名義の貸借については、競馬法により禁止されています。

馬主登録が完了するまでは、たとえ競走馬を購入し所有していても競走に出走させることができません。

もし、馬主登録となる前に他人の名義で出走させると「馬主名義の貸し」、「馬主名義の借り」ということになり、競馬法違反に該当します。

この場合、馬主登録申請中の方は馬主登録を受けることができません。また、名義を貸した馬主も馬主登録の取り消しとなります。

馬主登録申請者各位におかれましても馬主名義の貸借禁止につきまして十分ご理解いただき、競馬の公正確保にご協力をお願いいたします。

個人情報の保護について

地方競馬全国協会では、馬主登録のご申請をいただいた方の個人情報につきましては、馬主登録業務を行うために使用させていただきます。また、馬主登録後は、競馬の円滑な実施の目的のため地方競馬主催者ほか競馬関係団体へ必要な情報を提供することになりますのでご承知おきください。

当協会は、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理に適切な措置を講じます。

なお、馬主登録申請には個人番号（マイナンバー）は必要ありません。

ご申請の前に（個人・法人・組合馬主登録申請 共通）

この「馬主登録申請の手引き」は、馬主登録を受けるにあたり、申請の手続きはどのようにしたらよいかを簡単に取りまとめたものです。地方競馬の馬主登録制度について、一層のご理解をいただき、登録の手続きが円滑に行われますようご協力いただければ幸いです。

〔個人・法人・組合馬主の登録申請について〕

I. 申請方法

必要書類（30～31 頁に記載）をそろえ、預託予定の調教師を通じて各競馬場を担当する当協会の駐在員に提出してください。または、登録課まで直接郵送してください。

II. 馬主登録料

馬主登録証交付の際、登録料として 1 万円を徴収いたします。

III. 必要書類記載例

個人馬主は 17～19 頁、法人馬主は 17～20 頁、組合馬主は 21～24 頁を参照してください。

IV. 組合馬主登録申請の際の留意事項

1. 申請の際に提出していただく「組合契約書(25～29 頁参照)」については、

- ① 作成したものの写しを提出してください。
- ② 契約書には必ず組合員全員が署名・押印をしてください。
- ③ 組合の名称については、著名人、既存団体、有名馬や競走名と同じ名称、差別的な表現を含んでいる場合等については、名称の変更が必要となることがあります。
- ④ 組合員数は 3 名以上 10 名以下です。
- ⑤ 新たに組合員が加入（脱退、除名等）する場合には、その際に行われた組合員総会の議事録、新たに締結した組合契約、新加入者の申請書類等を提出していただくなどの手続きが必要になります。加入者に増減が生じる場合には地方競馬全国協会登録課までご連絡願います。
- ⑥ 組合の出資総額は 300 万円以上です。
- ⑦ 各組合員の出資比率は 10%以上 49%以下、出資比率の最小単位は 1%です。コンマ以下の出資比率は認められていません。

2. 定期預金残高証明書について

- ① 口座名義は組合名義（代表者を併記したもの）に限ります。
- ② 定期預金残高が 300 万円以上あることが必要です。
- ③ 金融機関で発行された証明書を提出してください。

3. 「代表証明書」について

その代表者が競馬に関する馬主としての全ての事務につき、その組合を代表する旨を証明する書類です。

4. 組合印について

馬主登録が完了し、最初の馬登録までに「組合印」をご用意していただく必要があります。この「組合印」は馬登録や各種変更手続などの際に必要となります。公的機関への登録等は必要ありませんので、組合員個人の認印でも構いません。最初の馬登録申請の際に押印したものが、「組合印」として当協会に登録され、その後の申請等の際に照合させていただきます。

〔必要書類記載例〕

☆個人馬主および法人馬主登録申請書

この様式は、個人及び法人登録申請の様式です。
組合馬主登録申請の様式は21頁にあります。

様式第5（A4判）

その1（個人馬主及び法人馬主用）

登 録 年 月 日	登 録 番 号	受 付 年 月 日	扱 者	収 入 年 月 日	印
旧登録 番 号		抹 消 年 月 日	理 由		

馬 主 登 録 申 請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 殿

写真
(カラー)
30×24 mm

住 所 〒106-XXXX

東京都港区麻布台〇-〇-〇

(ふりがな)

氏名又は法人の名称 にっぽん たろう

日本 太郎

実印

(電話 03-3533-XXXX) 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

連絡先 090-XXXX-XXXX (携帯)

(法人の場合には代表者の住所) 〒

(ふりがな)

(法人の場合には代表者の氏名)

日中に連絡の取れる
電話番号（携帯電話、
会社等）を記入してく
ださい

実印

(電話) 年 月 日生

入 会 を 希 望 す る 馬 主 会 名	預 託 予 定 調 教 師
〇〇県馬主会	〇〇〇〇調教師

貴協会業務方法書並びに馬主及び馬の登録事務細則の規定により必要な書類を添え、上記のとおり馬主の登録を申請します。

(注) 押印する実印は、個人（法人の代表者を含む。）の場合にあつては市区町村長の発行した印鑑証明書に係る印鑑とし、法人の場合にあつては商業登記法第12条（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により交付された印鑑証明書に係る印鑑とする。

☆経歴の概要を記載した書類（経歴書）

この様式の経歴書は、個人登録申請者及び法人登録申請法人の全ての役員が提出することになっています。提出された内容については事実確認調査を行っていますので、事実と正確な内容を記入してください。

経歴の概要を記載した書類（経歴書）

1/2

(ふりがな) 氏 名	にっぽん たろう 日本 太郎		自宅電話	03-3583-XXXX
			携 帯	090-XXXX-XXXX
住 所	〒106-XXXX 東京都港区麻布台 0-0-0			
(居 住 地)	千葉県00市00町 0-0-0 ※上記住所以外にお住まいの方			
本 籍 地	神奈川県00市00町三丁目1番			
最 終 学 歴	〇〇大学医学部 (昭和〇〇年卒)			
	中央競馬関係 馬主登録の有無(有・無) ※有の場合は、馬主登録番号 〇〇〇〇〇/平成〇〇年登録			
職 歴				
昭和〇〇年	〇〇病院勤務			
〇〇年	上記を退職、〇〇医院を開業、現在に至る			
〇〇年	実家の不動産取引業(個人経営)に従事			
〇〇年	(有)〇〇不動産を設立、取締役就任、現在に至る			
平成〇〇年	〇〇商事(株)を設立、代表取締役就任、現在に至る			
年				
年				
現 在 の 主 な 職 業				
会社名・職務	〇〇医院・院長(医師) 埼玉県00市00町3-1 TEL 042-000-XXXX		〇〇商事(株)・代表取締役 千葉県00市00町5-13 TEL 047-000-XXXX	
会社の所在地	同上		同上	
勤 務 地	同上		同上	
業 務 内 容	内科、外科(ベッド数〇〇) 医師〇名×線技師〇名 臨床検査技師〇名 薬剤師〇名看護師〇名 〇〇名 〇〇万円		医薬品、医療器具の販売 〇,〇〇〇万円 〇〇名, 〇〇〇万円	
資 本 金				
従業員数・年商				
会社名・職務	(有)〇〇不動産・従業員			
会社の所在地	東京都00区00町2-4 TEL 03-0000-XXXX			
勤 務 地	神奈川県00市00町3-11			
業 務 内 容	不動産の売買、仲介			
資 本 金	〇〇〇万円			
従業員数・年商	〇〇名, 〇〇〇万円			

最終学歴から現在まで、空白の年が無いように詳しく記入してください。

現在の主な職業欄が空欄の場合は、無職とみなされますので、必ず記入してください。

※ 次のページも記入してください。

「住居」以下の項目、念書（乙）は必ず記入してください。

2/2

※ 該当がない場合は「なし」と記入してください。

住 居	(自分名義) ・ 家族名義 ・ 社 宅 ・ 賃 貸 (家賃 円) (土地 △△△, △△△ m ² ・ 家 ××, ××× m ²)	
主 な 資産及び負債	有価証券 (〇〇製薬 △△株、中期国債「アト」 ××万円) 預金 〇, 〇〇〇万円 (定期預金) 住宅ローン ×××万円	
知 人 馬 主 名 と その 関 係	〇〇〇〇 コレフ 仲間 (レストラン△△経営) ×××× 義兄 (妻の兄)	
預託予定調教師 との 関 係	知人馬主 〇〇〇〇 の紹介	
馬主登録申請 の 動 機	自分で競走馬を所有して走らせるのが夢であり、子供も成人して生活にゆとりができたため、妻とともに老後を楽しみたい。	

知人馬主名とその関係（知人馬主がいる場合）、
預託予定調教師との関係、馬主登録申請の動機
は必ず記入してください。

馬生産者・農業者の方はご記入ください。

馬 生 産 者	敷 地	草地 (〇 〇 畧)	放牧地 (△ △ 畧)	その他 (× × 畧)	
	所有種雄馬名	個人所有の種雄馬はいません。			
	繁殖雌馬	サ・ア (〇 〇 頭) ばんえい (△ △ 頭) 内自己所有 (× × 頭)			
	育 成 馬	当歳	サ・ア (〇 〇 頭)	ばんえい (△ △ 頭)	内自己所有 (× × 頭)
		1歳	サ・ア (〇 〇 頭)	ばんえい (△ △ 頭)	内自己所有 (× × 頭)
2歳		サ・ア (〇 〇 頭)	ばんえい (△ △ 頭)	内自己所有 (× × 頭)	
	種雄馬ソングート出資	馬名 〇〇〇〇〇 株数 △株	馬名 株数		
農 業 者	種 類 (地目)	地 積 (畧)	主 な 作 物 の 種 類 等		
	田・畑・山林	田 〇〇 ha 畑 △△ ha 山林 ×× ha	水 稻、麦 キャベツ、大豆 放牧地		
	家畜の種類 (品種) 頭数・飼養目的	肉用牛 〇〇頭 乳用牛 △△頭 豚 ××頭 繁殖、育肥、肥育、搾乳等			

念 書 (乙)

私は、次のいずれにも該当していません。

- (1) 禁錮以上の刑に処された者
- (2) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処された者

氏 名 日本 太郎 (印)

※ 申請者本人が署名する場合は、押印不要。

念書（乙）の署名・押印は
必ずしてください。なお、
申請者本人による署名の場
合は、署名のみで結構です。

☆代表証明書

代 表 証 明 書	
地方競馬全国協会理事長 殿	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
氏 名	日本 太 郎
	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生
上記の者は、競馬に関する馬主としてのすべての事務につき当法人を代表することを証明する。	
法人の名称	日本商事株式会社 法人実印
代表権を有する役員氏名	日本 太 郎 個人実印
代表権を有する役員氏名	〇 〇 〇 〇 個人実印
代表権を有する役員氏名	全ての代表権を有する役員の記名、実印の押印を願います。

- (注) 1) 代表者は、代表権を有する者に限る。
- 2) 押印する実印は、法人にあつては商業登記法第 12 条（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により交付された印鑑証明書に係る印鑑とし、代表権を有する役員にあつては市区町村長の発行した印鑑証明書に係る印鑑とする。

☆誓約書

誓 約 書	
地方競馬全国協会理事長 殿	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
法人住所	東京都港区麻布台 〇-〇-〇
法人名称	日本商事株式会社 法人実印
法人代表者	日本 太 郎 個人実印
当法人は、下記のことを誓約します。	
1. 役員のうちに調教師、調教師補佐、騎手及び厩務員を含めません。	
2. 匿名組合契約による競走馬（会員制）は所有しません。	
法人、代表者個人の実印それぞれの押印を願います。	

- (注) 押印する実印は、代表者の場合にあつては市区町村長の発行した印鑑証明書に係る印鑑とし、法人の場合にあつては商業登記法第 12 条（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により交付された印鑑証明書に係る印鑑とする。

☆組合馬主登録申請書

これは、組合馬主登録申請の様式です。個人及び法人馬主登録申請の様式は17頁にあります。

様式第5 (A4判)

その2 (組合馬主用)

登録年月日	登録番号	受付年月日	扱者	収入年月日	印
旧登録番号	抹消年月日	理由			

馬主登録申請書 (組合馬主用)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 殿

組合事務所の所在地 〒 106-XXXX

東京都港区麻布台〇-〇-〇

(ふりがな)

組合の名称

あざなだいくみあい
麻布台組合

(電話 〇3-3583-XXXX)

代表者の住所 〒 106-XXXX

東京都港区麻布台〇-〇-〇

(ふりがな)

代表者の氏名

みなと いちろう
港 一郎

(電話 〇3-3583-XXXX) 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

連絡先 〇90-XXXX-XXXX (携帯)

日中に連絡の取れる電話番号(携帯電話、会社等)を記入してください

入会を希望する馬主会名	預託予定調教
-------------	--------

〇〇県馬主会

〇〇〇〇調教師

貴協会業務方法書並びに馬主及び馬の登録事務細則の規定により必要な書類を添え、上記のとおり馬主の登録を申請します。

(注) 押印する実印は、市区町村長の発行した印鑑証明書に係る印鑑とする。

☆経歴の概要を記載した書類（経歴書）

この様式の経歴書は、登録申請組合の全ての組合員が提出することになっています。提出された内容については事実確認調査を行っていますので、事実と正確な内容を記入してください。

経歴の概要を記載した書類（経歴書・組合馬主用） 1/2

(ふりがな) 氏 名	みなと いちろう 港 一 郎		自宅電話	03-3583-XXXX	写真 (カラー) 30×24mm
			携 帯	090-XXXX-XXXX	
住 所	〒106-XXXX 東京都港区麻布台 0-0-0				
(居 住 地)	千葉県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 ※上記住所以外にお住まいの方				
本 籍 地	神奈川県〇〇市〇〇町三丁目1番				
最 終 学 歴	〇〇大学医学部 (昭和〇〇 年卒)		中央競馬関係 馬主登録の有無(有・無) ※ 有の場合は、馬主登録番号 / 年登録		
職 歴					
昭和〇〇 年	〇〇病院勤務				
〇〇 年	上記を退職、〇〇医院を開業、現在に至る				
〇〇 年	家業の不動産取引業(個人経営)に従事				
〇〇 年	(有)〇〇不動産を設立、取締役として就任、現在に至る				
平成〇〇 年	〇〇商事(株)を設立、代表取締役として就任、現在に至る				
年					
年					
現 在 の 主 な 職 業					
会社名・職務	〇〇医院 ・ 院長(医師)		〇〇商事(株)・代表取締役		
会社の所在地	埼玉県〇〇市〇〇町3-1 TEL 048-000-XXXX		千葉県〇〇市〇〇町5-13 TEL 047-0000-XXXX		
勤 務 地	同上		同上		
業 務 内 容	内科、外科(ベッド数〇〇) 医師〇名、X線技師〇名 臨床検査技師〇名 薬剤師〇名、看護師〇名 〇〇名、〇〇万円		医療品、医療器具の販売 〇,〇〇〇万円 〇〇名、〇〇万円		
資 本 金					
従業員数・年商					
会社名・職務	(有)〇〇不動産 ・ 従業員				
会社の所在地	東京都〇〇区〇〇町2-4 TEL 03-0000-XXXX				
勤 務 地	神奈川県〇〇市〇〇町3-11				
業 務 内 容	不動産の売買、仲介				
資 本 金	〇〇〇万円				
従業員数・年商	〇〇名、〇〇〇万円				

最終学歴から現在まで、空白の年が無いように詳しく記入してください。

現在の主な職業欄が空欄の場合は、無職とみなされますので、必ず記入してください。

※ 次のページも記入してください。

「住居」以下の項目、念書（乙）は必ず記入してください。

組合馬主用 2/2

※ 該当がない場合は「なし」と記入してください。

住 居	自分名義・家族名義・社 宅・賃 貸（家賃 円） （土地 △△△、△△△㎡・家 ××、××× ㎡）	
主 な 資産及び負債	有価証券（○○製薬 △△△株、中期国債ファンド ×× 万円） 預金 日、日 万円（定期預金） 住宅ローン ×××万円	
他の組合員との関係	妻と大学時代の友人	
知人馬主名とその関係	○○○○ ゴルフ仲間（レストラン経営） ×××× 義兄（妻の兄）	
預託予定調教師との関係	知人馬主○○○○の紹介	
馬主登録申請の動機	子供も成人して生活にゆとりができたため、妻、友人とともに 老後の楽しみにしたい。	

他の組合員との関係、知人馬主名とその関係（知人馬主がいる場合）、預託予定調教師との関係、馬主登録申請の動機は必ず記入してください。

馬生産者・農業者の方はご記入ください。

馬 生 産 者	敷 地	草地（ ○○ 畧）	放牧地（ △△ 畧）	その他（ ×× 畧）	
	所有種雄馬名	個人所有の種雄馬はいません。			
	繁殖雌馬	牝・ア（ ○○ 頭） ばんえい（ △△ 頭） 内自己所有（ ×× 頭）			
	育 成 馬	当歳	牝・ア（ ○○ 頭）	ばんえい（ △△ 頭）	内自己所有（ ×× 頭）
		1歳	牝・ア（ ○○ 頭）	ばんえい（ △△ 頭）	内自己所有（ ×× 頭）
2歳		牝・ア（ ○○ 頭）	ばんえい（ △△ 頭）	内自己所有（ ×× 頭）	
	種雄馬ソックアウト資	馬名 ○○○○○○ 株数 △株	馬名	株数	
農 業 者	種 類（地目）	地 積（畧）			主 な 作 物 の 種 類 等
	田・畑・山林	田 〇〇 ha 畑 △△ ha 山林 ×× ha	水稲、麦 キャベツ、大豆 放牧地		
	家畜の種類（品種） 頭数・飼養目的	牝牛 〇〇頭、乳用牛 △△頭、豚 ××頭 繁殖、育成、肥育、搾乳等			

念 書（乙）

私は、次のいずれにも該当していません。

- （１） 禁錮以上の刑に処された者
- （２） 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処された者

念書（乙）の署名・押印は必ずしてください。なお、申請者本人による署名の場合は、署名のみで結構です。

氏 名

港 一 郎

港 印

※ 申請者本人が署名する場合は、押印不要。

☆ 代表証明書

代表証明書 (組合馬主用)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 殿

氏 名

港 一郎

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

上記の者は、競馬に関する馬主としてのすべての事務につき当組合を代表することを証明する。

組合の名称

麻布台組合

(組合員数 3 名)

代表者の氏名

港 一 郎



組合員氏名

品川 治郎

墨印

組合員氏名

港 洋 子

実印

組合員氏名

実印

組合員氏名

実印

組合員氏名

実印

組合員氏名

実印

組合員氏名

実印

組合員氏名

実印

組合員氏名

実印

(注) 押印する実印は、市区町村長の発行した印鑑証明書に係る印鑑とする。

_____組合契約（例）

第1章 総則

（名称）

第1条 当組合は、民法第3編第2章第12節に規定する組合とし、_____と称する。

（目的）

第2条 当組合は、次の共同事業を営むことを目的とする。

- 一 総組合員の共有する競走馬の管理と地方競馬への出走
- 二 前号に付随する業務

（所在地）

第3条 当組合は事務所を_____におく。

第2章 組合員

（員数）

第4条 当組合は、_____名（3名以上10名以下）の組合員をもって構成する。

（資格）

第5条 当組合の組合員資格は、健全な社会生活を営む者であることとする。

（組合員の人数、氏名及び住所）

第6条 当組合の組合員の人数、氏名及び住所は、別記のとおりとする。

（加入）

第7条 当組合に加入しようとする者は、総組合員の同意を得なければならない。

2 前項の同意を得た者は、必要な出資を行った後、当組合の組合員となるものとする。

（脱退）

第8条 当組合を脱退しようとする者は、3か月以上前に書面でその旨を代表者に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き組合のため不利な時期には脱退することができない。

2 脱退した者は、脱退の当時における組合財産の状況に従い、その出資比率に応じて金銭をもって払戻しを受けることができる。ただし、当該脱退者に組合への未納金がある場合には、これを控除する。

(除名)

第9条 当組合の組合契約に違反した場合、当組合の円滑な運営に支障を生じた場合等正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致を持ってその者を除名することができる。

2 前項により除名した者には、代表者がその旨を通知する。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による除名について準用する。

第3章 代表者

(代表者)

第10条 当組合は、1名の代表者を置く。

(代表権の範囲)

第11条 代表者は、競馬に関する馬主としてのすべての業務につき当組合を代表するものとする。

2 代表者に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ代表者が指名する者がその職務を行う。

(代表者の選任)

第12条 代表者は、組合員の中から組合員総会において全員同意により選任するものとする。

(代表者の辞任・解任)

第13条 代表者は、正当な事由がある場合以外は辞任することができない。

2 代表者は、正当な事由がある場合、他の組合員の一致をもって解任されることがある。

第4章 組合員総会

(組合員総会)

第14条 当組合の組合員総会は、年1回常例として開催するほか、代表者又は組合員の求めに応じて随時開催するものとする。

(総会の招集)

第15条 組合員総会は、代表者が招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 当組合の業務は、代表者に委任したものを除き組合員総会の決議により行う。

2 組合員総会の決議は、出席組合員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第17条 組合員総会に出席できない組合員は、書面又は出席する組合員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、欠席した組合員が出席したものとみなす。

第5章 財務

(財産)

第 18 条 当組合の財産は、総組合員の共有に属する。

2 組合財産は、組合員から出資された出資金、組合員が納入する会費等からなる金銭及び競走 馬等とし、代表者がこれを管理する。

(出資)

第 19 条 当組合の出資総額は_____円とする。

2 各組合員の出資比率は、総組合員の同意を得て別記のとおり定める。

3 出資総額を変更する場合は総組合員の同意を得て出資総額を定める。この場合特に必要があるときは、各組合員の出資比率の見直しを行うものとする。

4 組合員に変動ある場合には、総組合員の同意を得て各組合員の出資比率の見直しを行うものとする。

5 第 2 項から前項までのいずれの場合においても各組合員の出資比率は、10 パーセント以上 49 パーセント以下とする。

(持分の譲渡)

第 20 条 当組合の組合員以外への持分の譲渡は行うことができない。

(経費)

第 21 条 当組合の経費は、会費、事業から生ずる収入及び金利収入で支弁する。

第6章 会費

(会費)

第 22 条 組合員は、出資比率に応じて毎月定められた額の会費を所定の期日までに納付しなければならない。

2 納付された会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

3 特定の組合員について会費納付がなされない事態が生じた場合には、他の組合員が出資比率に応じてこれを負担するものとする。

(納付額と期日)

第 23 条 会費の額及び納付の期日については、組合員総会において定める。

第7章 検査

(検査)

第 24 条 組合員は、いつでも組合の業務及び財産の状況について検査することができる。

第8章 計算

(会計処理)

第 25 条 代表者は、善良な管理者の注意をもって、金銭の出納を行うものとする。

(事業年度)

第 26 条 当組合の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(損益の分配)

第 27 条 当組合の損益の分配は、各組合員の出資比率に応じて行うものとし、その清算方法及び時期については組合員総会において定める。

第9章 解散及び清算

(解散)

第 28 条 当組合は、その目的が達成されなくなったときは総組合員の同意により解散する。

(清算)

第 29 条 当組合が解散したときは、民法の規定により清算する。

別 記 組合員の人数（以下の_____名）、住所、氏名及び出資比率

代表者

住所_____

氏名_____

出資比率_____実印

組合員

住所_____

氏名_____

出資比率_____実印

組合員

住所_____

氏名_____

出資比率_____実印

組合員

住所_____

氏名_____

出資比率_____実印

組合員

住所_____

氏名_____

出資比率_____実印

____年 ____月 ____日

馬主登録申請に必要な書類

	書類名	個人	法人	組合
1	*馬主登録申請書 (様式は「個人及び法人用」と「組合用」があります。)	○	○	○
2	印鑑証明書	○	○ (注2)	○ (全組合員)
3	法人の印鑑証明書		○	
4	*申請者の経歴の概要を記載した書類(経歴書) (様式は①「個人及び法人」用と②「組合」用があります。)	○	○(注3) (役員全員)	○ (全組合員)
5	*念書(乙)	○	○ (役員全員)	○ (全組合員)
6	登記されていないことの証明書	○	○ (役員全員)	○ (全組合員)
7	身分証明書(注4) 〔外国人の方は*念書(甲)……………(注1)〕	○	○ (役員全員)	○ (全組合員)
8	住民票(世帯用)	○	○ (役員全員)	○ (全組合員)
9	戸籍謄本(全部事項証明) 〔外国人の方は除く。〕	○	○ (役員全員)	○ (全組合員)
10	所得証明書ア(注5)	○	○ (代表者)	○ (全組合員)
11	所得証明書イ(注6)	○	○ (代表者)	○ (全組合員)
12	写真(注7) (個人・法人代表者・組合代表者は3葉、代表者を除く組合員は2葉)	○	○ (代表者)	○ (全組合員)
13	法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(注8)		○ (注8)	
14	*代表証明書		○	○
15	*誓約書		○	
16	出資者名簿(株主名簿)(注9)		○ (注9)	
17	定款(注10)		○ (注10)	
18	決算書(直近2ヵ年)		○	
19	組合契約書の写し(注11)			○ (注11)
20	組合名義の定期預金残高証明書 (300万円以上のもの)			○

*印のついてるものは、地方競馬全国協会が定めた様式をご使用ください。

※ その他、必要があると認める書類の提出を求める場合があります。

※ 公的書類は発行日より3か月以内のものを提出してください。

発行先(交付先)	備 考
(注1)	注1 :地方競馬全国協会のホームページ (http://www.keiba.go.jp/)、登録課、各競馬場駐在員事務所(32頁参照)で入手できます。
住民登録の市区町村役場	注2 :代表権を有する者全員の個人のものが必要となります。
登記所	
(注1)	2枚1組です。 注3 :役員には監査役、25%以上の出資者を含みます。以下同様です。
(注1)	
各法務局、地方法務局戸籍課	
本籍地の市区町村役場	注4 :破産宣告の通知を受けていないことの証明です。
住民登録の市区町村役場	
本籍地の市区町村役場	
所轄税務署又は市区町村役場	注5 :所轄税務署または市区町村が交付した所得証明書(所轄税務署で交付を受ける場合は、納税証明書(その2 所得金額用))、所得証明書イも必要です。
申請者又は勤め先	注6 :所得税確定申告書(自己保有分の控、第一表及び第二表 *所得内訳書・青色申告決算書を税務署に提出された方は併せてその写し)または源泉徴収票(それぞれ写しでも可)、所得証明書アも必要です。
申請者	注7 :縦正面上半身無帽で申請前3か月以内に撮影したカラー写真であって、裏面に氏名を記載した縦30mm、横24mmのもの。 個人・法人代表者はうち1葉を申請書に貼付すること。組合員はうち1葉を経歴書に貼付すること。
登記所	注8 :目的に競馬事業(競走馬の所有及び競走への出走等)が明記されていることが必要です。
(注1)	
(注1)	
申請者	注9 :出資者(株主)ごとに出資額が明らかなもので、法人代表者(または法人)が記名、実印のあるものに限る。株式を公開している法人は除く。
申請者	注10 :目的に競馬事業(競走馬の所有及び競走への出走等)が明記されていて、公証人の認証または原本と相違ない旨を代表者が証明したものに限る。
申請者	
申請者	注11 :25~29頁「組合契約(例)」を参考にしてください。
金融機関	

※ 馬主登録申請には個人番号(マイナンバー)は必要ありません。

個人番号が記載されているものを提出する場合は、個人番号がわからないよう黒塗りしてください。

※ ご提出いただきました書類は返却いたしません。

地方競馬馬主会、調教師会連絡先一覧

馬主会名	連絡先	調教師会名	連絡先
北海道馬主会	01456-3-2737	北海道調騎会	01456-2-0907
ばんえい競馬馬主協会	0155-41-8818	ばんえい十勝調教師会	0155-33-3110
岩手県馬主会	019-654-8287	岩手県調騎会	0197-23-2999
埼玉県馬主会	048-882-1697	埼玉県調教師会	048-878-2473
千葉県馬主会	047-431-7201	千葉県調教師会	047-431-2035
東京都馬主会	03-3761-2779	東京都トレーナー倶楽部	03-3761-8522
神奈川県馬主協会	044-246-5050	神奈川県調教師会	044-522-5374
石川県馬主協会	076-258-5741	石川県調騎会	076-258-5724
岐阜県馬主会	058-388-1213	岐阜県調騎会	058-387-7426
愛知県馬主協会	052-651-8941	愛知県調教師会	0567-68-2929
兵庫県馬主協会	06-6493-3681	兵庫県調教師会	06-6491-0888
高知県馬主協会	088-841-1952	高知県調騎会	088-841-5123
佐賀県馬主会	0942-82-0752	佐賀県調騎会	0942-83-4598

地方競馬全国協会駐在員連絡先一覧

担当競馬場	駐在場所	住 所	電話番号
北海道（平地）	門別競馬場	沙流郡日高町富川駒丘 76-1	01456-2-2501
〃（ばんえい）	帯広競馬場	帯広市西 13 条南 9-1	0155-34-0825
盛岡・水沢	岩手県競馬組合	盛岡市新庄上八木田 10	019-626-7726
浦和	南関東4場においては下記、地方競馬全国協会登録課までご連絡ください。		
船橋			
大井			
川崎			
金沢	石川県競馬事業局	金沢市八田町西 1	076-257-1254
笠松	岐阜県地方競馬組合	羽島郡笠松町若葉町 12	058-387-3601
名古屋・中京	愛知県競馬組合	名古屋市港区泰明町 1-1	052-661-9980
園田・姫路	兵庫県競馬組合	尼崎市田能 2-1-1	06-6491-4923
高知	高知県競馬組合	高知市長浜宮田 2000	088-841-5123
佐賀	佐賀県競馬組合	鳥栖市江島町字西谷 3256-228	0942-83-4539

駐在員が不在のときは下記までご連絡ください。

地方競馬全国協会 登録課

〒106-8639 東京都港区麻布台2-2-1

TEL 03-3583-2142 FAX 03-3583-8874

地方競馬全国協会 登録課
〒106-8639 東京都港区麻布台2-2-1
TEL 03-3583-2142 FAX 03-3583-8874
(平成28年3月作成)

